

議 事 録

令和元年度四万十町農業委員会 10 月総会

| | | |
|-----|---------------------------------|-------------------------------------|
| 日 時 | 令和元年 10 月 25 日（金）午後 2 時 00 分 開議 | |
| 場 所 | 四万十町役場 本庁（東庁舎） 多目的大ホール | |
| 日 程 | | |
| 第 1 | 指定第 13 号 | 会期の決定について |
| 第 2 | 指定第 14 号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第 3 | 報告第 15 号 | 非農地証明事務処理報告について |
| 第 4 | 報告第 16 号 | 農地法第 5 条による許可申請の取り下げ願いについて |
| 第 5 | 議案第 31 号 | 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第 6 | 議案第 32 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第 7 | 議案第 33 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第 8 | 議案第 34 号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 第 9 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 欠席 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 欠席 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 欠席 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠席 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 4 番 小野 重明 7 番 浜田 大彰 23 番 西内 一隆 28 番 大西 博之
31 番 猪野 啓一 37 番 田村 守

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 10 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。お忙しい中ご出席ご苦労様です。局長の方から後で詳しく説明してもらいますが、アンケートの回収率が 50% っていない状況です。皆さんにご足労をかけますがよろしくお願ひします。それから、後から報告しますが、今日は 6 名の方が欠席をされております。皆さんには年間のスケジュールを渡しておりますし、日程もずっと決まっております。どうしても欠席ということもあると思いますが、極力出席していただきたいと思っておりますので、皆さんどうぞよろしくお願ひします。

会長 それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会 10 月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、私が議長を務めますのでよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号 5 番濱田誠委員にお願いします。

5 番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席下さい。
本日の会議に、4 番小野重明委員、7 番浜田大彰委員、23 番西内一隆委員、28 番大西博之委員、31 番猪野啓一委員、37 番田村守委員から欠席の届け出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 17 名、推進委員 16 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 13 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会 10 月総会の会期は、令和元年 10 月 25 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 14 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思ひます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 6 番、下元誠一郎委員と、38 番、佐々木通委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第 3、報告第 15 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第 15 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は 3 ページをご覧ください。今月は全部で 1 件となっております。添付資料は、1 ページから 3 ページです。七里字下神田乙 230 番 5、地目、田、面積、686 m²。同じく、乙 229 番 2、地目、田、面積、1.08 m²。申請地は、40 年ほど前から自動車整備工場が建っていたが、火災のため現在は更地となっています。担当委員、職員で現地を確認し四万十町非農地証明発行事務取扱要領、第 4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため、非農地であると認め、令和元年 9 月 17 日非農地証明書を発行しております。以上です。

議長 報告第 15 号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第 15 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4、報告第 16 号「農地法第 5 条による許可申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 16 号 農地法第 5 条による許可申請の取下げ願いについてご報告いたします。議案書につきましては 4 ページになります。取下げ議案番号は、令和元年度 9 月総会議案第 26 号、番号 2 番となります。土地の所在等につきましては、記載のとおりでございます。取下げの理由につきましては、譲受人の死亡によるものです。当案件につきましては 1 種農地でありまして、県の常設審議委員会で諮問を行っている最中でしたが、県に確認したところ、申請中の場合譲受人の死亡の時は、申請人の事業の確実性が保たれないということもあり、取下げになるということと取下げ願いが出たものです。以上です。

議長 報告第 16 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 16 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 31 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。ページは、5 ページになります。件数は、窪川地域の 3 件になります。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおり

です。添付資料、位置図等は4ページからとなります。それでは、番号1について説明します。土地の所在、若井字石神ノ本、1212番、地目、田、面積、2,098㎡です。以下5筆あり、合計6筆で、面積が5,225㎡です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。

続きまして、番号2 藤ノ川字保木澤、556番1、地目、畑、面積、312㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が404㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する計画です。続きまして、

番号3 弘見字堀切土橋ノ本、508番4、地目、畑、面積、20㎡です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する計画です。以上で説明を終わります。

議長 議案第31号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1、3番、廣井栄治委員。

3番 譲受人、譲渡人より確認をしてみました。申請地の現況につきましては、田および畑。譲受人は、農地を効率的に利用しておりまして、ほぼ毎日農作業に従事しております。取得する農地は、自己所有農地の隣接地で周辺農地への影響はないと思います。譲渡人は、去年ご主人がお亡くなりになり、高齢のため規模縮小したいということで、譲受人に相談しまして今回の売買になりました。譲受人につきましては、地域の担い手でもあり、ニラの栽培を中心に水稻も耕作しております。特に問題はないと思います。以上です。

議長 それでは、番号2番。9番、太田祥一委員。

9番 番後2番につきましては、先日、譲渡人、譲受人から確認をしております。現況は畑であることを確認しております。譲受人は、農地を有効的に利用していることを確認しております。譲受人は、年間150日以上農作業に従事しております。取得する周辺農地には悪影響を与えないことを確認しております。譲受人は、この土地の近くに住むお姉さんと一緒に畑を作りたいということで、譲渡人とは親戚ではありませんが、大変深い関係のため、今回贈与となったと聞いております。以上の結果、番号2番は問題ないと判断しました。

議長 それでは、番号3番。10番、山本道雄委員。

10番 番号3番について、譲受人から確認してきました。現況は畑であります。譲受人は、農地を効率的に利用しております。譲受人は、年間150日以上農作業に従事することを確認しております。取得する農地の周辺農地に悪影響はないと思われます。以上です。

議長 議案第 31 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。
議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 32 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。議案書は 7 ページになります。今回は窪川地域からの 1 件になります。番号 1 番についてご説明いたします。添付資料は 7 ページから 10 ページです。申請地は、西川角字大見畑 340 番 12、地目、畑、面積、591 m²のうち 12.8 m²の農地です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地。納骨堂の新設です。農地区分は、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地の周辺部であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用につきましては、添付資料 9 ページ、土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周辺の状況は、周りはずべて農地であります。同意ありとなっております。土地の造成計画については、造成は特になく現状のまま利用し、整地後にコンクリート仕上げとする計画です。進入路については、南側の県道から自己所有の申請地内を通り徒歩にて進入します。排水計画については、雨水のみで、自己所有農地内で自然浸透する計画です。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しています。以上です。

議長 議案第 32 号について事務局の説明が終わりました。それでは番号 1 番について担当委員の補足説明をお願いします。

議長 22 番、西井健夫委員。

22 番 現地を見てきました。現地はほとんど柚子を植えている状態です。四万十町の水道施設の前になります。建設面積も必要最小限の計画であるということで、問題ないと思います。周辺農地に悪影響はありません。近隣の同意もあります。排水計画も特に問題と判断しました。

議長 議案第 32 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 32 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 32 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 33 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 33 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和元年 11 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いいたします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは、9 ページからになります。

件数は、4 件になります。うち、窪川地域 3 件、西部地域 1 件です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。番号 1、番号 2 は、農地中間管理事業の関係ですので、まとめて説明します。添付資料、位置図等は 1 2 ページからになります。土地の所在、番号 1、黒石字馬吾郎 1403 番、地目、田、面積 2,970 ㎡。

番号 2、黒石字馬吾郎、1410 番、地目、田、面積 2,634 ㎡。以下 4 筆あり、合計 5 筆で、面積が 9,703 ㎡です。設定はすべて新規です。期間は、令和元年 1 1 月 1 日から、令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日までの 1 0 年です。権利は、すべて使用貸借権での設定です。続きまして、番号 3 土地の所在、東川角字辻道甲 1014 番、地目、田、面積、3,155 ㎡です。設定は、新規です。期間は、令和元年 1 1 月 1 日から令和 4 年

10月31日までの3年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。以上で窪川地域の説明を終わります。

続きまして、西部からです。番号4番、添付資料は20ページから22ページになります。位置図等は22ページをご覧ください。土地の所在地、上宮字ヲクトビシヤ1152番、地目、畑、面積、4,138㎡の1筆です。設定は更新になります。期間ですが、令和元年11月1日から令和11年10月31日までの10年になります。作物はスプレー菊を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。西部からは以上です。

議長 議案第33号について事務局の説明が終わりました。番号1番2番につきましては配分計画で補足説明をしていただきますので、番号3番、4番について担当委員の補足説明をお願いします。

議長 3番の案件。22番、西井健夫委員。

22番 番号3番について、貸付人、借受人両方に会って来ました。貸付人は、今年まで田んぼを耕作しておりました。軽い脳梗塞を起こしまして、今年は東川角の営農組合が助けたそうです。来年はできないということで、この方はだいたい9反くらい作っているそうですが、3反は借受人が作って、残りを東川角営農組合が作るようになったそうです。借受人も今ご主人と9反くらい作っていて引き受けもいいということになり設定に至ったそうです。

議長 それでは番号4番。18番、宮脇委員。

18番 借受人、貸付人両方に確認しました。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。更新ですので特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 議案第33号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第33号 四万十町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第33号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は、原案の

とおりの可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 34 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 34 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙の農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出あったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは、11 ページです。件数は、窪川地域の 1 件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 25 ページからとなります。番号 1、土地の所在、黒石字馬吾郎 1403 番、地目、田、面積、2,970 m²です。以下 5 筆あり、合計 6 筆で、面積が 12,673 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 11 年 10 月 31 日までです。水稻を栽培する計画です。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。30 番、澤田憲男委員。

30 番 番号 1 番につきましては、借受人に先日会って来ました。借受人は地域の担い手でもあり、配分計画案どおり特に問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 34 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 34 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 34 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 その他の件について議題とします。

私の方から 2 点話をします。1 点目は先ほどの出欠の話をさせてもらいましたが、例えば欠席をした場合、今回の議案説明は担当委員さん皆さん来られてましたが、

前々回くらいは、事務局がかなり説明をしました。役員会でも話をさせてもらいましたが、今後はお互い近くの委員さんで説明をしていただければと思っています。どうしても欠席をする場合は、近隣の委員さんをお願いしてください。それから、今後のスケジュールの中で11月21、22日に中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会がありまして、宮脇委員と宮崎委員の2人が出席してくれます。よろしくお願ひします。それから、11月27、28日に全国農業者年金加入推進セミナーと全国農業委員会会長代表者集会、これには局長と東出委員に出席していただきます。私は農業会議の方から出席します。よろしくお願ひします。帰ってきたら報告させていただきます。事務局の方から何かあればよろしくお願ひします。

事務局 アンケートにつきましては、10月24日現在で返送されているのが992通、44.8%になっております。この後、農林水産課と事務局でどういう風に進めていくのか話し合っているところですが、今日の所はきちんとした方向性は決まっています。決まっていないのにお願ひするのは心苦しいのですが、こちらの都合で申し訳ないのですが、今月中に1回だけ回収に回っていただき活動記録簿にアンケート回収と記入していただきたいと思ひます。今後は農林水産課と話しながら進めていくようになります。分かり次第お知らせします。お忙しい時に申し訳ないですが、よろしくお願ひします。

議長 委員の皆さん何かありませんか。
なければ「その他」の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ご起立をお願ひします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会10月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時30分